

上水道・下水道

水道

問 広島県水道広域連合企業団 三原事務所(代表) ☎0848-64-2121

※市外局番からダイヤルしてください。

使用開始や中止の届出

転入、市内転居の場合

水道の
使用を
開始

開始(開栓)届の提出

転出、市内転居の場合

水道の
使用を
中止

中止(閉栓)届の提出



引っ越しの日の1週間前を目安に、
まずは三原事務所に電話連絡を…

下記の必要事項についてお伝えください。

- ① 住所・氏名
- ② 使用開始予定日
- ③ 電話番号



まずは
電話連絡を
お願いします

- ① お客様番号
「使用水量のお知らせ」「納入通知書」に記載されています。
- ② 現住所・契約者氏名・電話番号
- ③ 引っ越し予定日
(最後に使用する日)
- ④ 引っ越し先の住所・電話番号
- ⑤ 精算方法

退去時までの料金を計算して、
翌月に請求します。

⚠ 届出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

⚠ 届出を行わずに転出・転居された場合、その後も料金の負担が生じます。

もっと手軽に!! オンライン申し込み!!

広島県水道広域連合企業団 三原事務所のHPから水道の使用開始・中止の申し込みがインターネットでできます。
必ず1週間前までにお申し込みください。



水道料金について

◎水道料金は、メーターから計算した使用水量に基づいて算定します。

検針をする2カ月の間に水道の使用を開始、または止めたときは、その使用日数に応じた基本料金に従量料金を加算した額を請求します。

支払い方法

料金は、下水道使用料とあわせて毎月請求します。

下記取扱窓口にてお支払いください。

1 取扱金融機関

中国銀行・広島銀行・もみじ銀行・呉信用金庫・しまなみ信用金庫・広島信用金庫・中国労働金庫・広島県信用組合・両備信用組合・郵便局・ひろしま農業協同組合

料金の支払いは、便利な

「口座振替」がおすすめです!

金融機関または郵便局にてお申し込みください。

お支払日は 毎月25日

必要なもの

☒ お客様番号 ☒ 通帳 ☒ 届出印鑑

2 コンビニエンスストア

3 スマホ決済

PayB・PayPay

4 広島県水道広域連合企業団

三原事務所窓口(西野浄水場)

(以下は広告スペースです)

水廻りのお困りごととはぜひ当店へ



- 上下水道工事
- 給排水設備工事
- 衛生設備工事

サンスイ設備工業(株)

三原市皆実1丁目13番26号

tel.0848-64-8341



<https://sansuisetsubi.com/>

水道工事・管工事・住宅設備機器販売
三原市上下水道局指定工事店

有限会社
両名設備

三原市西野 2-14-14

TEL0848-63-0679

漏水確認

◎自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れています。



メーター表示部

→ **すぐに広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。**

水道を新設・変更するとき

広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事業者に直接依頼してください。(ホームページに地域別工事事業者を掲載しています。)水道を新設するときは、分担金、各種手数料が必要です。変更の場合も手数料が必要です。

水道の故障・相談 ※市外局番からダイヤルしてください。

問 広島県水道広域連合企業団 三原事務所
☎0848-64-2294

こんなときは、広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事業者に連絡を！

- ▶ 水道の新設・改造・増設・撤去・修繕をするとき
- ▶ 家庭で直せない故障のとき
(メーターボックス内の止水栓を右に回して水を止めて、修理を依頼してください。)

給水装置 ※市外局番からダイヤルしてください。

問 広島県水道広域連合企業団 三原事務所
☎0848-64-2294

給水装置はメーターを除いて、すべてお客さまの財産です。これらの維持管理は所有者や使用者が行うことになっています。

漏水の発見が遅れて水量が増大すると、お客さまの負担になる場合があります。

漏水の修理はお客さまの負担となりますが、漏水に対する水道料金の軽減を受けられる場合がありますので、広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事業者に手続きを依頼してください。

広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者一覧

広島県水道広域連合企業団のホームページを確認してください。



▲広島県水道広域連合企業団HP

井戸水の検査

問 生活環境課 ☎0848-67-6178

未給水地域(水道水の供給を受けることができない地域)の飲用井戸について、水質検査を行います。検査を希望する人は、事前に連絡してください。

検査手数料 3,000円

採水容器 専用の容器を貸し出します。

※各支所でも受け付けます。

下水道

問 下水道整備課 ☎0848-67-6049

下水道の使用料

◎三原・本郷地域

水道水などの使用水量に応じて、次の料金表により算定します。

基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
10m³まで	1,573円	11m³~20m³	198円
		21m³~30m³	231円
		31m³~50m³	253円
		51m³~100m³	275円
		101m³~	286円

◎大和地域

大和地域 集合処理 一般家庭

1世帯4人のとき26m³とみなし、世帯人数が1人増減するごとに6m³を加減した使用水量を認定し、三原・本郷地域の料金表により算定します。

大和地域 小型浄化槽 一般家庭

(世帯割2,574円/月、人員割1,001円/1人)

(例) 2人世帯の場合: 4,576円/月

詳しくはホームページを確認してください。



▲市HP

(以下は広告スペースです)

ご家庭の水道・トイレ・バスから公共施設などの水回りのレスキュー

環 三陽環境管理 株式会社

上下水道 浄化槽 ポンプ
水処理汚過装置 電気
空調設備設計施工管理
土木工事 管工事
水道施設工事 清掃工事
しゅんせつ工事 舗装工事

三原市宮浦四丁目7番16号
TEL:0848-64-1972
FAX:0848-62-1026



上水道・下水道

受益者負担金など

公共下水道の供用が開始されると、受益者(土地所有者など)は土地の面積1㎡あたり600円の受益者負担金の納付が必要です。

大和地域は、公共ます1個あたり38万円の分担金の納付が必要です。

下水道へ接続するときは

- ▶ 下水道への接続工事は、市が指定した工事店でなければできません。
- ▶ 接続工事の各種申請についても工事店に相談してください。
- ▶ 工事費は各家屋の状況によって異なるため、複数の工事店から見積り(無料)を取り比較検討することを勧めています。

※工事店の一覧は、ホームページ、下水道整備課、各支所にあります。

水洗トイレ改造資金融資あっせん・利子補給制度

公共下水道に接続可能となった日(供用開始日)から3年以内に、くみ取りやし尿浄化槽を廃止して下水道に接続する場合には、工事費を上限とし、無利子融資のあっせんを行なっています。

※諸条件を満たす必要があります。詳しくは下水道整備課へお問い合わせください。

浄化槽

問 生活環境課 ☎0848-67-6168
(※大和地域に関しては)下水道整備課 ☎0848-67-6049
大和支所 地域振興課 ☎0847-33-0229

浄化槽設置などの届け出

浄化槽を設置・使用開始・変更・廃止する場合は、届け出または報告が必要です。ただし、建築確認申請を伴う浄化槽設置の場合は、建築確認申請の受付窓口へ提出してください。

(以下は広告スペースです)



藤原商事(株)
浄化槽保守点検・水道工事
住まいのリフォーム
お任せください！
見積無料！
三原市中之町8-25-10
TEL 0120-4810-74

小型浄化槽設置整備事業

◎三原・本郷・久井地域(個人設置型)

家庭用小型合併処理浄化槽設置者に対し、費用の一部を補助します。

対象

公共下水道の事業計画区域や大型合併処理浄化槽設置区域、漁業集落排水事業計画区域を除く地域で、家庭用小型合併処理浄化槽を設置する人

▶ 同一敷地内で単独処理浄化槽またはくみ取り便所から小型合併処理浄化槽へ転換する場合

人槽	居住用面積	補助限度額
5人槽	130㎡以下	332,000円
7人槽	130㎡を超えるもの	414,000円
10人槽	2世帯住宅	548,000円

小型浄化槽整備推進事業

◎大和地域(市設置型)

大和地域で市が設置する小型浄化槽は、分担金・使用料が必要です。

対象

特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、大型合併処理浄化槽設置地域を除く地域に市が設置する浄化槽を使用する人。

設置については下水道整備課(☎0848-67-6049)または大和支所地域振興課(☎0847-33-0229)で受け付けます。

分担金 1基あたり 360,000円

使用料 一般家庭
(世帯割2,574円/月、人員割1,001円/1人)
(例) 2人世帯の場合: 4,576円/月

その他、店舗で営業を行うもの、宗教団体施設などについては、お問い合わせください。

し尿くみ取り収集・浄化槽清掃

業者が決まっています。

詳しくは、ホームページを確認してください。



▲市HP

